

中小企業信用保険法第2条第5項第7号（金融取引の調整）

小山市

1. 認定基準

以下の各号の全てに該当すること

- ①申請者が、経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行なっている金融機関（以下「指定金融機関」という）と金融取引を行なっており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること
 - ②申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること
 - ③申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること
- ※「直近」とは、申請の時点から1ヵ月前以内の任意の日になります。

なお、指定金融機関の確認は中小企業庁ホームページの7号指定金融機関リストをご参照ください

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●認定申請書 ●確認書 ●委任状 ●確認書に記載した借入金残高を証明する資料の写し （該当月日の残高証明書の写しに限る） ●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	●確定申告書の写し（直近2期分）
●決算報告書の写し（直近2期分） （表紙、貸借対照表から損失処理計算書までの部分及び付属明細書の中の預貯金等の内訳書、借入金及び支払利子の内訳書の部分） ●登記簿謄本の写し	

3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・認定申請書の空白の部分には、該当する指定金融機関の名称を入れてください
- ・AとC、BとEは、それぞれ同じ数値が入ります

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書につきましては、以下の場合、押印を省略ができませんこととします
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
（個人の場合）住所、氏名を明記している
※確認書（金融機関の印）および委任状は従来どおり押印が必要です
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

4. 利用できる（申請を受けることができる）金融機関

- ・申請者が、認定申請書に記載した指定金融機関と異なる指定を受けていない金融機関を利用する場合
- ・申請者が、認定申請書に記載した指定金融機関と異なる指定金融機関を利用する場合
- ・申請者が、認定申請書に記載した指定金融機関と同一の金融機関を利用する場合

5. 認定書の有効期間

発行日から30日間

6. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係 (TEL 0285-22-9275)